

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和5年7月21日

県南広域振興局長 小 島 純

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 株式会社薬王堂

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 薬王堂桜屋敷店 奥州市水沢桜屋敷252番地2ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(4) 変更の年月日 令和3年11月1日

(5) 変更の理由 設置者及び小売業者の住所の変更のため

2 届出年月日 令和5年7月5日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所